

災害への備えは十分ですか？

消費生活展会場（7月21日、22日） 4ページ記事参照

6月の「大阪北部地震」、西日本の「平成30年7月豪雨」と、大きな災害が続いています。
災害への十分な備えをするとともに、災害発生に便乗した悪質な詐欺にご注意ください。

通勤、通学の時間帯に被災したら

大阪北部地震は通勤通学の時間帯に発災しました。

電車内で被災した時は、乗務員の指示があるまで車外に出ないようにしましょう。レールに触れると感電の危険がある路線もあります。また、誰かが線路に降りたりすると、周りを巻き込むパニックが起こるおそれがあります。

鉄道会社では、2011年（平成23年）の東日本大震災以後、各駅での防災用品備蓄を進めています。東京、神奈川、埼玉、千葉の4都県は商業施設やホテルを「一時滞在施設」として指定しています。むやみに移動せず、避難所など安全な場所でしばらく様子をみましょう。上記自治体は、発災後4日目以降に帰宅困難者にトイレや水道水を提供する「災害時帰宅支援ステーション」の協定をコンビニエンスストアやガソリンスタンドなどと結んでいます。歩いて帰宅する場合に利用できます。



災害時帰宅支援ステーション



コンビニエンスストア ファミリーレストラン

目印はこのマークです



●日ごろから家族との連絡方法を決めておきましょう

災害時の連絡は災害伝言ダイヤル「171」、携帯電話会社の災害用伝言版などを利用しましょう。

携帯電話禁止の学校もありますので、子どもには公衆電話が設置されている場所や使い方を教えておきましょう。家族の待ち合わせ場所も「〇〇小学校校庭のジャングルジムの前で、9時・正午・15時」のように具体的に決めておきましょう。



●持ち歩くと便利なもの

外出時の被災を想定して、チョコレートなどのちょっとした食べ物や水、地図を持ち歩くとよいでしょう。携帯電話の充電器や口の中もふけるタイプのウェットティッシュ、マスクや包帯代わりになる大判のハンカチなども災害時に役立ちます。

●都市型水害に備えて「水防の手引き」

杉並区では、都市型水害に備えて日ごろから準備しておくことや、大雨が降ったときの対処法などをまとめた「水防の手引き」、浸水予想区域と浸水の目安、避難所などを記載した「杉並区洪水ハザードマップ」を発行し、区役所土木計画課、区民事務所の各窓口で配布しています。これらは杉並区ホームページからもダウンロードできますので、大雨への備えを家族で話し合ってみましょう。



これらは杉並区ホームページからもダウンロードできますので、大雨への備えを家族で話し合ってみましょう。

●災害に便乗した悪質商法に注意しましょう

大きな災害が起こると不安な気持ちをあおって商品を売りつけたり、被災者を支援したいという善意に付け込んで金銭をだまし取ったりする消費者トラブルが発生しがちです。被害にあうのは被災地の方だけではありません。

相談事例

- 業者から突然電話があり、被災者救済ための投資商品があると勧誘された。
- 公的機関を名乗り、震災復興のために古着や寄付金を受け取りに行くと電話があった。
- 『被災した家屋に見舞金ができる』という電話があり、質問に答えたところリフォーム業者が訪問してきて、不要な修理の勧誘をされた。

不審なことがあれば、すぐに消費者センターや警察に相談しましょう。

杉並区の防災用品あっせん

区では地震による電気火災を未然に防ぐ「感震ブレーカー」をはじめとした防災用品のあっせんをしています。区ホームページ「防災用品のあっせん・防災用ビデオ等の貸出・地震体験」を検索するか、区役所防災課・区民事務所・地域区民センター・図書館・区民集会所で配布のちらし「平成30年度防災用品あっせんのご案内」をご覧ください。**区や消防署では消火器や防災用品の訪問販売はしていません。**悪徳セールスには気を付けましょう。

参考 東京都総務局総合防災部防災管理課発行「東京くらし防災」
東京都消費生活総合センター ～消費者注意情報～
杉並区ホームページ

身近なものをリメイクしてみました

読書、スポーツ、芸術…さまざまなことにチャレンジしてみたいくなる秋。リメイク好きの消費生活サポーターが、家で眠っていた衣類などを大変身させた、オシャレ小物を紹介します。

ジーンズでバック

ジーパンの両脚を使ってA4サイズの書類が楽に入る2wayバックを作りました。



手ぬぐいのあずま袋とヘアキャップ

どちらも手ぬぐい1本で。ヘアキャップは洗髪後に、またナイトキャップ、三角巾代わりにと重宝します。簡単に手縫いでできます。



靴下で鉢カバー

可愛い柄の靴下のかかとと爪先部分を垂直に切るだけ。



キッチンで油汚れなどをふきとるためのウエス(古布)

タオルやTシャツで片手におさまるサイズ(10cm正方形)に切ります。幅10cmに切り、じゃばらに折りたたみ、山のところにハサミを入れると布の大きさが揃います。



ネクタイで巾着袋

ネクタイ2本をほどいて布状にし、裏に不織布の袋をつけて補強しました。



靴下のシューズキーパー

靴下をそのまま、またはかかとと爪先をカットして縫い合わせ、中にストッキングを入れてリボンで結びます。



まとめ

家で使わなくなったものを活用して、手作りするのは楽しいものです。季節の変わり目、皆様もタンスを整理しつつ、そんなひとときを持ってみてはいかがでしょうか。



9月10日(月)・11日(火)・12日(水)の3日間

高齢者被害特別相談

を実施します

高齢者の消費者被害未然防止のため、区は、関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーンとして東京都などと連携し、特別相談を実施します。

★杉並区立消費者センター相談専用電話

☎3398-3121

(午前9時～午後4時)

★東京都消費生活総合センター

☎3235-1155

(午前9時～午後5時)

●高齢者ご本人・ご家族からの相談は

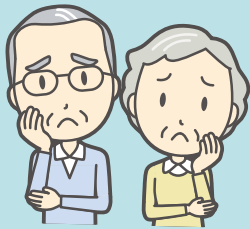
☎3235-3366

(高齢者被害110番)

●ホームヘルパーなどの方は

☎3235-1334

(高齢消費者見守りホットライン)



こんな相談がありました!!

ハガキによる架空請求

相談が増加しています!

「架空請求」は、とにかく無視してください

事例

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届き、訴訟や差し押さえなどと書かれていた。怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。

解説

行政機関を装い、「未納料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号などの個人情報を知られてしまったりするケースもあります。

消費者へのアドバイス

- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 少しでも不安に思ったときは、消費者センターにご連絡ください。

消費生活展を開催しました

7月21日(土)・22日(日)の両日、おぎくぼセンター祭の会場で、消費生活展を開催しました。(1面に写真を掲載)

秋桜(こすもす)会、杉並区消費者の会、東都生協杉並区連絡会、生活クラブ、杉並大気汚染測定連絡会、杉並区消費者グループ連絡会の消費者団体6団体がそれぞれのテーマでパネルを展示し、消費者センターは心理チェック、啓発リーフレットの配布、啓発ビデオの上映を行いました。



お気軽に杉並区立消費者センターへご相談ください!



商品の購入、契約などについてトラブルが起きた時、迷った時などに相談を受けています。杉並区在住・在勤・在学の消費者の方なら誰でも利用でき、相談は無料です。



相談方法

電話または窓口へ(ウェルファーム杉並 3階)

相談電話

3398-3121

相談時間

平日午前9時～午後4時

杉並区立消費者センター

検索